

個人情報保護審議会答申の概要

答申第 151 号（諮問第 119 号）

件名：開示請求文書（17 年度から 22 年度 5/17 まで）等の不開示（補正非応答）決定に関する件

1 開示請求

平成 22 年 6 月 16 日等

2 原処分

平成 22 年 7 月 16 日等（不開示（補正非応答）決定）

愛知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、分類 1 から分類 222 までの自己情報開示請求について、「開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」の記載が不十分であり、相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず補正されないため、不開示とした。

3 異議申立て

平成 22 年 7 月 22 日等

原処分の取り消しを求める。

4 諮問

平成 25 年 7 月 24 日

5 審議会の結論

教育委員会が、不開示としたことは妥当である。

6 審議会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、異議申立人及び実施機関のそれぞれの主張を踏まえ、以下判断するものである。

(2) 補正非応答について

ア 実施機関によれば、異議申立人による分類 1 から分類 222 までの決定に係る開示請求はいずれも請求内容が曖昧であることに加え、既に異議申立人に対して開示決定等を行った保有個人情報を再度請求するような、真に開示を希望するかどうか不明瞭なものや、複数年度にわたる保有個人情報や複数の課、複数の県立学

校の保有個人情報を請求するような包括的なものが見受けられたことから、実施機関は異議申立人に対して補正を求めたが、異議申立人は補正に応じなかったことから、補正非応答による不開示決定をしたとのことである。

また、実施機関によれば、分類 1 から分類 222 までの決定に係る開示請求がなされた期間である平成 22 年 6 月 16 日から平成 25 年 1 月 4 日までの約 2 年 6 月の間に異議申立人から実施機関に対して提出された自己情報開示請求書は 119 枚であり、同期間に提出された行政文書開示請求書を加えると 905 枚に達するということである。

さらに、異議申立人の開示請求は、1 枚の開示請求書に複数の項目を列挙して複数の保有個人情報の開示を求めることがあるほか、複数の課、複数の県立学校に対して請求することも多く、開示請求の項目数は開示請求の枚数をはるかに上回っていたとのことである。

このように極めて大量の保有個人情報を対象とする膨大な数の開示請求が繰り返される状況下においては、対象となる保有個人情報の特定が不十分な場合にとどまらず、請求内容が不明確であったり、形式的にはあまりにも大量の保有個人情報が請求対象保有個人情報に該当してしまうような場合にも、実施機関が開示請求書の補正を求めて、これによって異議申立人の真意を確認したり、真に必要な保有個人情報に対象を絞るよう要請するといった働きかけをすることも許容されるというべきである。

当審議会においては、このような観点から、分類 1 から分類 222 までの決定に係る開示請求について実施機関が補正を求めたことの合理性及び補正非応答により不開示決定したことの妥当性を以下検討する。

イ 分類 1

実施機関が平成 22 年 6 月 25 日付けで異議申立人に対して補正を求めたところ、同年 7 月 15 日付けの文書で、「補正要求を拒否する」との回答があった。

請求内容は、「開示請求文書(17 年度)(18 年度)(19 年度)(20 年度)(21 年度)(22 年度 5/17 まで)」である。

異議申立人のいう開示請求文書というのは、異議申立人が提出した行政文書開示請求書及び自己情報開示請求書のことなのか、異議申立人の自己情報開示請求で開示決定の対象となった文書のことなのか、あるいはそれ以外の文書のことなのか不明である。また、平成 17 年度から平成 22 年度までの 6 年間に及ぶ期間を対象とした請求であり、対象となる保有個人情報を探索する範囲は極めて広範囲である。

したがって、実施機関が異議申立人の真意を確認し、請求内容を明確にするため補正を求めたことは不合理ではない。

これに対し、異議申立人は合理的な理由なく補正の求めを拒否していることか

ら、実施機関が補正非応答により不開示決定したことは妥当である。

ウ 分類 2

実施機関が平成 22 年 11 月 25 日付けで異議申立人に対して補正を求めたところ、同年 12 月 8 日付けの文書で、「補正要求を拒否する」との回答があった。

請求内容は、「H19 年度、H20 年度、H21 年度 電話の対話の記録、面談記録」であり、名古屋盲学校等複数の県立学校及び教育委員会義務教育課等複数の課に対して 21 件の請求を行っている。

実施機関によれば、異議申立人は分類 2 に係る開示請求の 1 か月程度前の平成 22 年 10 月 18 日付けで分類 2 と同様の請求をしているとのことである。

したがって、異議申立人が同様の文書の開示を再度求めているのか、それ以外の文書の開示を求めているかの真意を確認し、請求内容を明確にするため、実施機関が補正を求めたことは不合理ではない。

これに対し、異議申立人は合理的な理由なく補正の求めを拒否していることから、実施機関が補正非応答により不開示決定したことは妥当である。

エ 分類 3

実施機関が平成 22 年 12 月 3 日付けで異議申立人に対して補正を求めたところ、同月 8 日付けの文書で、「補正要求を拒否する」との回答があった。

請求内容は、「教育企画室 特別支援教育課から提出された文書 H19 年度、H20 年度、H21 年度」である。

これは、平成 19 年度から平成 21 年度までに提出された文書を求める包括的な請求であり、異議申立人が具体的に何を想定しているのか不明である。

したがって、実施機関が異議申立人の真意を確認し、請求内容を明確にするため、補正を求めたことは不合理ではない。

これに対し、異議申立人は合理的な理由なく補正の求めを拒否していることから、実施機関が補正非応答により不開示決定したことは妥当である。

オ 分類 4

実施機関が平成 22 年 11 月 29 日付けで異議申立人に対して補正を求めたところ、同年 12 月 8 日付けの文書で、「補正要求を拒否する」との回答があった。

請求内容は、次の 16 項目である。

- (ア) 「特別支援教育課分 行政文書不開示決定文書（課長、校長が専決によってなしたもの）H19 年度 H20 年度 H21 年度 H22 年度」
- (イ) 「特別支援教育課分 行政文書一部開示決定文書（課長、校長が専決によってなしたもの）H19 年度 H20 年度 H21 年度 H22 年度」
- (ウ) 「特別支援教育課分 行政文書開示決定文書（課長、校長が専決によってなしたもの）H19 年度 H20 年度 H21 年度 H22 年度」
- (エ) 「特別支援教育課分 H19 年度 H20 年度 H21 年度 義務教育課から入手し

- た文書」
- (オ) 「特別支援教育課分 医師名が記載されている文書（発達障害と診断する医師に限る）H21年度 H22年度」
 - (カ) 「特別支援教育課分 義務教育課から市民応援に関する文書を入手した理由が記載されている文書」
 - (キ) 「特別支援教育課分 義務教育課から入手した市民応援記録 H19年度 H20年度 H21年度 H22年度」
 - (ク) 「特別支援教育課分 市民面談記録 H19年度 H20年度 H21年度 H22年度」
 - (ケ) 「特別支援教育課分 市民応援記録 H19年度 H20年度 H21年度 H22年度」
 - (コ) 「特別支援教育課分 市民の行動が記載されている文書 H19年度 H20年度 H21年度 H22年度」
 - (ク) 「特別支援教育課分 県民の行動が記載されている文書 H19年度 H20年度 H21年度 H22年度」
 - (シ) 「特別支援教育課分 市民の言動が記載されている文書 H19年度 H20年度 H21年度 H22年度」
 - (ス) 「特別支援教育課分 市民の発言が記載されている文書 H19年度 H20年度 H21年度 H22年度」
 - (セ) 「特別支援教育課分 県民の発言が記載されている文書 H19年度 H20年度 H21年度 H22年度」
 - (ソ) 「特別支援教育課分 発達障害者について証明した文書 H19年度～H22年度」
 - (タ) 「特別支援教育課分 大学教授との面談記録 H19年度 H20年度 H21年度 H22年度」

(ア)から(ウ)までは異議申立人への行政文書開示決定通知書等のことなのか、専決したことが分かる決裁文書のことなのか、あるいはそれ以外の文書のことなのか不明である。(エ)は、分類3と同様に包括的な請求内容であり、異議申立人が具体的に何を想定しているのか不明である。(オ)、(ソ)及び(タ)は、医師名が記載されている文書など断片的な内容が記載された請求であり、具体的に何を想定しているのか不明である。(カ)から(セ)までは類似の請求を繰り返す重複請求であり、何を求めているのか不明である。

したがって、実施機関が異議申立人の真意を確認し、請求内容を明確にするため、補正を求めたことは不合理ではない。

これに対し、異議申立人は合理的な理由なく補正の求めを拒否していることから、実施機関が補正非応答により不開示決定したことは妥当である。

カ 分類 5

実施機関が平成 22 年 12 月 27 日付けで異議申立人に対して補正を求めたところ、平成 23 年 1 月 5 日付けの文書で、「補正要求を拒否する」との回答があった。

請求内容は、「陳述者 A さんが作成した文書に関する開示請求（乙第 77 号証）別紙」である。

別紙として平成 19 年度の開示請求文書等の 22 項目が列挙されている。これらの項目は、いずれも開示請求者と実施機関との訴訟において実施機関が提出した陳述書に関する請求であるが、具体的に何を想定しているのか不明である。

したがって、実施機関が異議申立人の真意を確認し、請求内容を明確にするため、補正を求めたことは不合理ではない。

これに対し、異議申立人は合理的な理由なく補正の求めを拒否していることから、実施機関が補正非応答により不開示決定したことは妥当である。

キ 分類 6

実施機関が平成 23 年 3 月 18 日付けで異議申立人に対して補正を求めたところ、同月 23 日付けの文書で、「補正要求を拒否する」との回答があった。

請求内容は次の 8 項目である。

- (ア) A さんが入手、作成、保管している文書のうち、A さんが作成した陳述書(1)の分のみ(別紙)
- (イ) 別紙、B さんが作成した陳述書を作成する為に使用した文書、面談記録
- (ロ) 別紙、C さんが作成した陳述書を作成する為に使用した文書、本人との面談記録
- (エ) 別紙、D さんが作成した陳述書を作成する為に使用した文書、面談記録
- (オ) 別紙、A さんが作成した陳述書を作成する為に使用した文書、面談記録
- (カ) 別紙、B さんが作成した陳述書を作成する為に使用した文書、面談記録
- (キ) 別紙、E さんが作成した陳述書を作成する為に使用した文書、面談記録
- (ク) 別紙、F さん、G さん、H さんが作成した陳述書を作成する為に使用した文書、本人との面談記録

これらは、開示請求者と実施機関との訴訟において実施機関が提出した陳述書を別紙として開示請求書に添付した請求であり、具体的に何を想定しているのか不明である。

したがって、実施機関が異議申立人の真意を確認し、請求内容を明確にするため、補正を求めたことは不合理ではない。

これに対し、異議申立人は合理的な理由なく補正の求めを拒否していることから、実施機関が補正非応答により不開示決定したことは妥当である。

ク 分類 7 から分類 155 まで及び分類 157 から分類 183 まで

分類 7 から分類 155 までについては、実施機関が平成 24 年 4 月 5 日付けで異議

申立人に対して補正を求めたところ、回答がなかったことから、再度同月 23 日付けで補正を求めたが、回答がなかった。

分類 157 から分類 183 までについては、実施機関が平成 24 年 4 月 10 日付けで異議申立人に対して補正を求めたところ、回答がなかったことから、再度同年 11 月 13 日付けで補正を求めたが、回答がなかった。

請求内容は、「県立学校に対する開示請求 本人に対して送付した文書、FAX H19 年度～H23 年度（参考として B さんが FAX したものを添付する 教育委員会印があるものを除く）」である。

これは、県内の全ての県立学校の合計 176 校を対象とした包括的な請求であるほか、本人に対して送付した文書とはどのようなものを想定しているのか、添付の FAX が何を意味するのか不明である。

したがって、実施機関が異議申立人の真意を確認し、請求内容を明確にするため、補正を求めたことは不合理ではない。

実施機関による 2 度の補正の求めに対し、異議申立人は何らの回答をしていないことから、実施機関が補正非応答により不開示決定したことは妥当である。

ケ 分類 156

実施機関が平成 24 年 4 月 27 日付けで異議申立人に対して補正を求めたところ、回答がなかったことから、再度 5 月 31 日付けで補正を求めたが、回答がなかった。

請求内容は、「乙第 11 号証 名古屋盲学校教頭 C さんが作成した報告書に関する開示請求（報告書を添付する）④C さん、および教育委員会が認めた開示請求人の一方的な持論」であるが、異議申立人のいう一方的な持論とはどのようなものを想定しているのか不明である。

したがって、実施機関が異議申立人の真意を確認し、請求内容を明確にするため、補正を求めたことは不合理ではない。

実施機関による 2 度の補正の求めに対し、異議申立人は何らの回答をしていないことから、実施機関が補正非応答により不開示決定したことは妥当である。

コ 分類 184

実施機関が平成 24 年 12 月 21 日付けで異議申立人に対して補正を求めたところ、回答がなかったことから、再度平成 25 年 1 月 11 日付けで補正を求めたが、回答がなかった。

請求内容は「別紙」であり、実施機関が異議申立人に対して送付した補正を求める通知のうち、開示請求一覧の部分が別紙として添付されている。

補正を求める通知は、異議申立人に対して請求内容を明らかにするよう求める通知であり、そのうちの開示請求一覧の部分を添付した開示請求の趣旨は不明である。

したがって、実施機関が異議申立人の真意を確認し、請求内容を明確にするた

め、補正を求めたことは不合理ではない。

実施機関による 2 度の補正の求めに対し、異議申立人は何らの回答をしていないことから、実施機関が補正非応答により不開示決定したことは妥当である。

サ 分類 185

実施機関が平成 25 年 1 月 11 日付けで異議申立人に対して補正を求めたところ、回答がなかったことから、再度同月 28 日付けで補正を求めたが、回答がなかった。

請求内容は「別紙」であり、実施機関が異議申立人に対して送付した補正を求める通知がそのまま添付されているものが 4 件で、実施機関が異議申立人に対して送付した自己情報不開示決定通知書がそのまま添付されているものが 1 件である。

補正を求める通知をそのまま添付した開示請求の趣旨は不明である。また、自己情報不開示決定通知書をそのまま添付した開示請求の趣旨も不明である。

したがって、実施機関が異議申立人の真意を確認し、請求内容を明確にするため、補正を求めたことは不合理ではない。

実施機関による 2 度の補正の求めに対し、異議申立人は何らの回答をしていないことから、実施機関が補正非応答により不開示決定したことは妥当である。

シ 分類 186 から分類 222 まで

実施機関が平成 25 年 1 月 16 日付けで異議申立人に対して補正を求めたところ、回答がなかったことから、再度同年 2 月 1 日付けで補正を求めたが、回答がなかった。

請求内容は「別紙発言一覧に記載の開示請求書 補正文書 開示決定通知書 一部開示決定通知書 不開示決定通知書」である。

別紙として添付されていたものは、実施機関が異議申立人との訴訟において裁判所に提出した書証であり、当該書証には異議申立人の開示請求が列挙されているので、それに対応する開示請求書、補正を求める文書、開示決定通知書、一部開示決定通知書及び不開示決定通知書を特定することは可能である。しかし、書証は全部で 129 ページあり、各ページに多数の請求内容が記載されているので、形式的に見ると大量の文書が対象保有個人情報に該当することになる。

したがって、実施機関が異議申立人の真意を確認し、真に必要な保有個人情報に対象を絞るため、補正を求めたことは不合理ではない。

実施機関による 2 度の補正の求めに対し、異議申立人は何らの回答をしていないことから、実施機関が補正非応答により不開示決定したことは妥当である。

ス よって、実施機関が、分類 1 から分類 222 までの開示請求について、補正非応答により不開示決定をしたことはいずれも妥当である。

(3) その他

前記(2)において述べたとおり、実施機関が本件開示請求について補正非応答を理

由として不開示としたことは妥当であるため、当審議会において実施機関のその余の主張について検討する必要は認められない。また、異議申立人は、その他種々主張するものであるが、これら異議申立人の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「5 審議会の結論」のとおり判断する。